

夙川学院短期大学研究活動不正防止・調査委員会規程

(設置)

第1条 学校法人夙川学院組織規程第34条第1項の規程に基づき、研究活動に関わる不正防止と適正な研究費の運営・管理に関する事項を審議するため、研究活動不正防止・調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程における研究費とは、学内研究費及び本学院が外部から受け入れる研究費をいう。

(審議事項)

第3条 委員会は、学科における、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学内での研究活動の不正防止に関する啓発に関すること
- (2) 学内での研究活動の不正防止対策に関する検討及び対策の実施に関すること
- (3) 学内での研究活動の不正に関する調査に関すること
- (4) 学内での研究活動に関する不正告発相談窓口の設置
- (5) その他研究活動の不正防止・調査に関する事項

(相談窓口)

第4条 委員会には、研究活動不正告発相談窓口（以下「相談窓口」という）を設置する。

2 相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究委員長
- (2) 研究委員
- (3) 学科長
- (4) 事務局長
- (5) 総務部長
- (6) その他学長が指名するもの

2 委員会は委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 前条第1号の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学科長をもって充てる。

3 委員長に事故がある場合は、委員長の指名するものがその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が当該事案に関わっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。この場合、委員の中から互選により委員長を選出する。

5 委員が当該事案に関わっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。

(守秘義務)

第9条 委員は、その任期中及び任期満了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 委員は、当事者の名誉及びプライバシーなどの人権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(報告・承認)

第10条 委員会は審議事項のうちで重要なものについては、教授会に諮り、学長に具申しなければならない。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会は定める。

附則

1 この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。